

# 地域共生社会の構築に向けて

厚生労働省大臣官房審議官  
(総合政策(社会保障)担当)  
伊原 和人

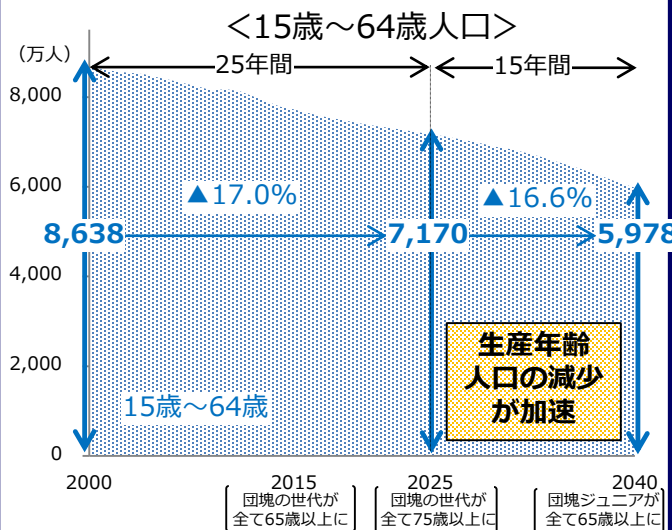
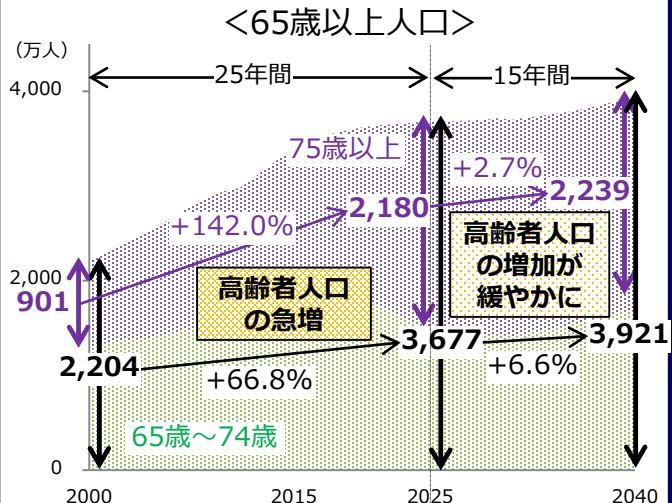
# 2040年頃を展望した社会保障改革の新たな局面と課題

人口構造の推移を見ると、2025年以降、「高齢者の急増」から「現役世代の急減」に局面が変化。

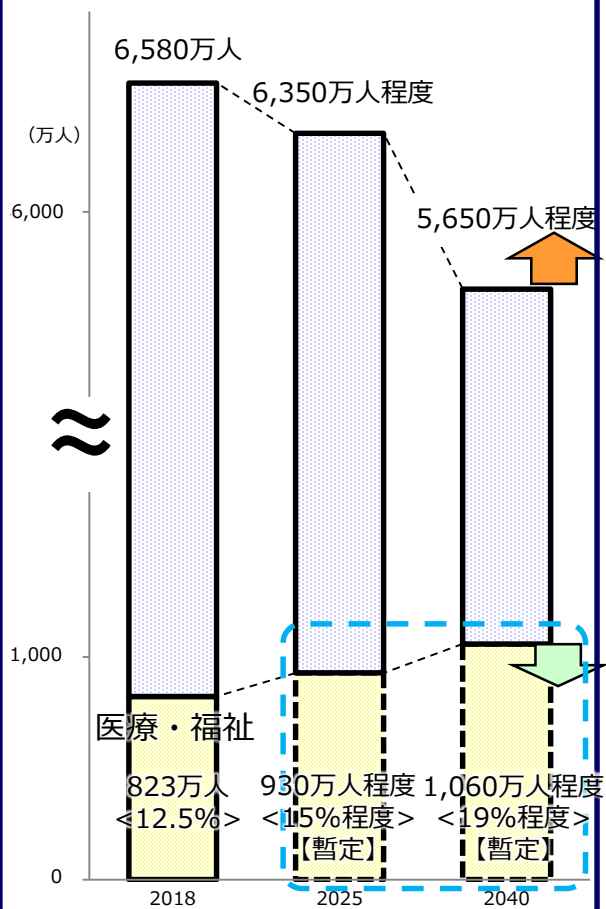


2025年以降の現役世代の人口の急減という新たな局面における課題への対応が必要。

## 《2040年までの人口構造の変化》



## 《就業者数の推移》



- これまで進めてきた給付と負担の見直し等による社会保障の持続可能性の確保も図りつつ、
- 以下の新たな局面に対応した政策課題を踏まえて、総合的に改革を推進。

### 《新たな局面に対応した政策課題》

#### 1. 現役世代の人口が急減する中での社会の活力維持向上

- ⇒多様な就労・社会参加の促進
- ⇒健康寿命の延伸

#### 2. 労働力の制約が強まる中での医療・介護サービスの確保

- ⇒テクノロジーの活用等による医療・福祉サービスの改革

# 2040年を展望し、誰もがより長く元気に活躍できる社会の実現

平成30年10月22日  
第1回2040年を展望した社会保障・働き方改革本部 配付資料  
(一部改変)

- 本年10月の消費税率の引上げによって、2025年を念頭に進められてきた社会保障・税一体改革が完了。今後、団塊ジュニア世代が高齢者となる2040年を見据えた検討を進めることが必要。
- 2040年を見通すと、現役世代（担い手）の減少が最大の課題。一方、高齢者の「若返り」が見られ、就業率も上昇。今後、国民誰もが、より長く、元気に活躍できるよう、以下の取組を進める。
  - ①多様な就労・社会参加の環境整備
  - ②健康寿命の延伸
  - ③医療・福祉サービスの改革による生産性の向上
  - ④給付と負担の見直し等による社会保障の持続可能性の確保

## 2040年を展望し、誰もがより長く元気に活躍できる社会の実現を目指す。

### 《現役世代の人口の急減という新たな局面に対応した政策課題》

#### 多様な就労・社会参加

- 【雇用・年金制度改革等】
- 更なる高齢者雇用機会の拡大に向けた環境整備
  - 就職氷河期世代の就職支援・職業的自立促進の強化
  - 中途採用の拡大
  - 年金受給開始時期の選択肢の拡大、被用者保険の適用拡大、私的年金（iDeCo（イデコ）等）の拡充
  - **地域共生・地域の支え合い**

#### 健康寿命の延伸

- 【健康寿命延伸プラン】  
※今夏を目途に策定
- 2040年の健康寿命延伸に向けた目標と2025年までの工程表
  - ①健康無関心層へのアプローチの強化、②地域・保険者間の格差の解消により、以下の3分野を中心に、取組を推進
    - ・次世代を含めたすべての人の健やかな生活習慣形成等
    - ・疾病予防・重症化予防
    - ・介護予防・フレイル対策、認知症予防

#### 医療・福祉サービス改革

- 【医療・福祉サービス改革プラン】  
※今夏を目途に策定
- 2040年の生産性向上に向けた目標と2025年までの工程表
  - 以下の4つのアプローチにより、取組を推進
    - ・ロボット・AI・ICT等の実用化推進、データヘルス改革
    - ・タスクシフティングを担う人材の育成、シニア人材の活用推進
    - ・組織マネジメント改革
    - ・経営の大規模化・協働化

### 《引き続き取り組む政策課題》

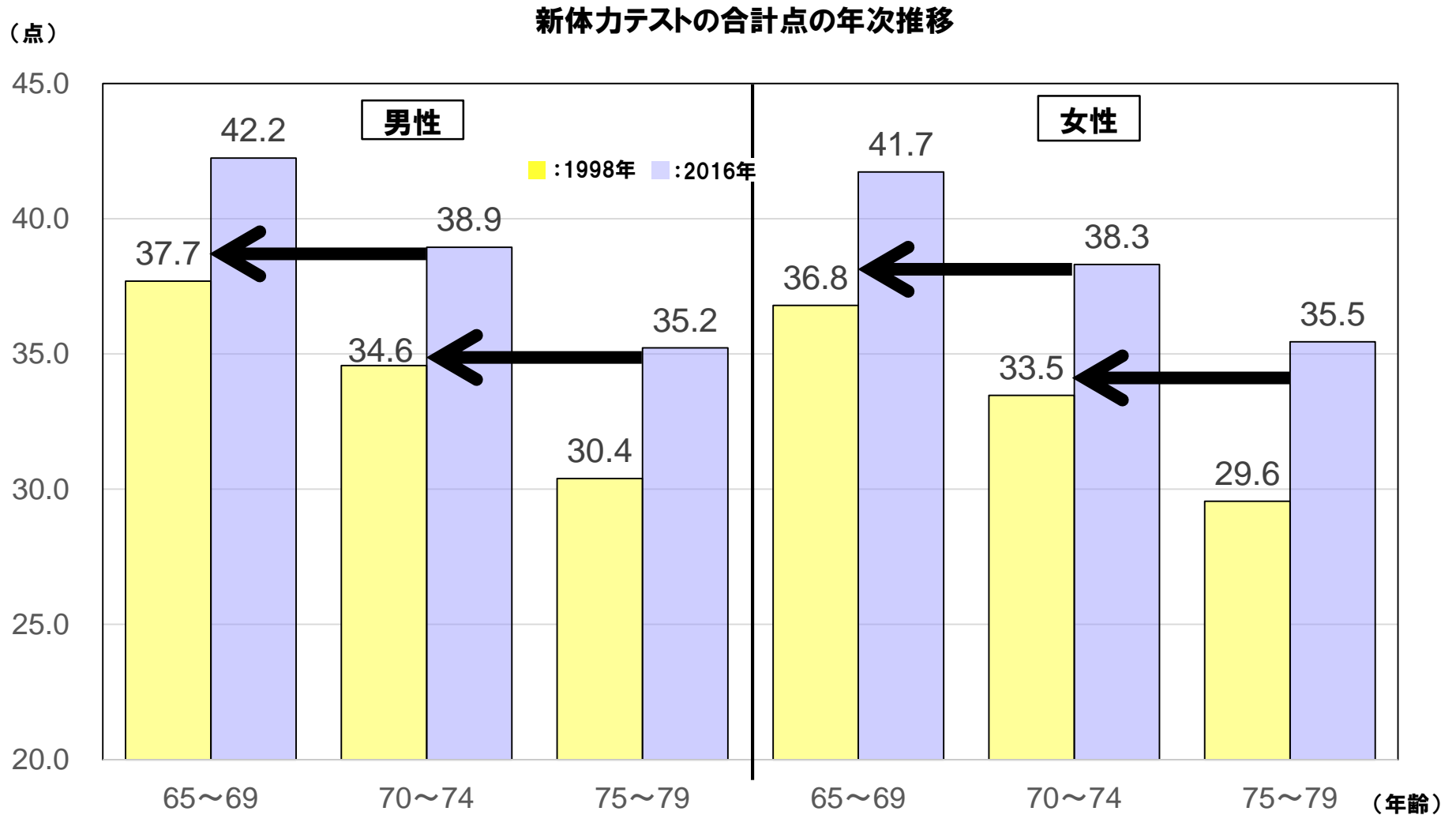
## 給付と負担の見直し等による社会保障の持続可能性の確保

## 多様な就労・社会参加の促進

- 人生100年時代を見据え、引退時期は自分で決める社会へ  
（継続雇用、定年の在り方など）
- 2040年以降、就職氷河期以降の世代が年金受給者へ  
⇒低年金を防ぐための対策を急ぐ（正規化、同一労働同一賃金、  
社会保険適用拡大など）
- 人口減少、単身者の急増は、地域社会や自治体の在り様を  
大きく変える  
⇒地域社会の支え合い機能を強める仕組みづくり  
⇒介護、障害、難病、生活困窮者、一人親世帯といった縦割りの  
克服（丸ごと⇒地域共生）

# 高齢者の身体面の変化①

○ 1998年から2016年までの18年間で、高齢者の体力は5歳超若返っている。

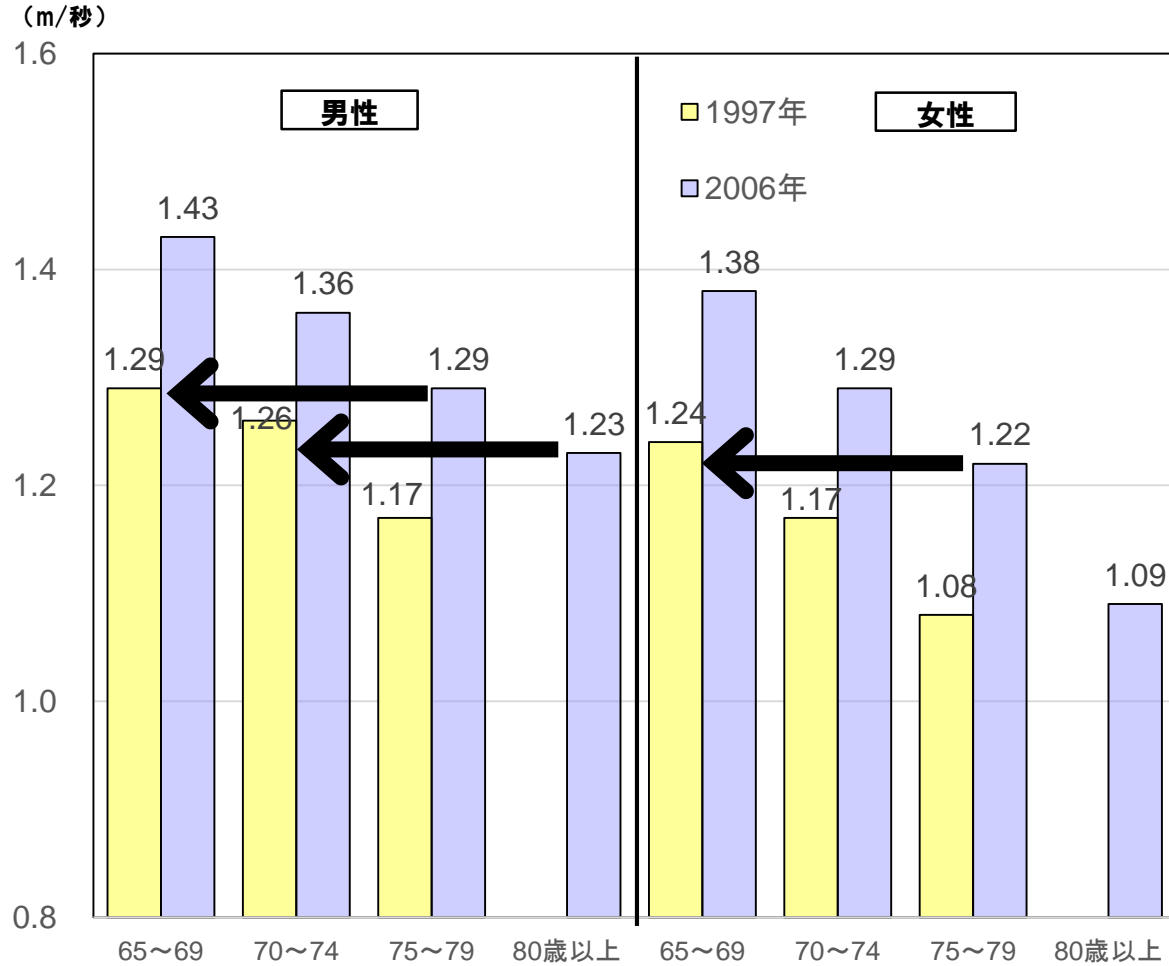


出典:「平成28年度体力・運動能力調査」(文部科学省)

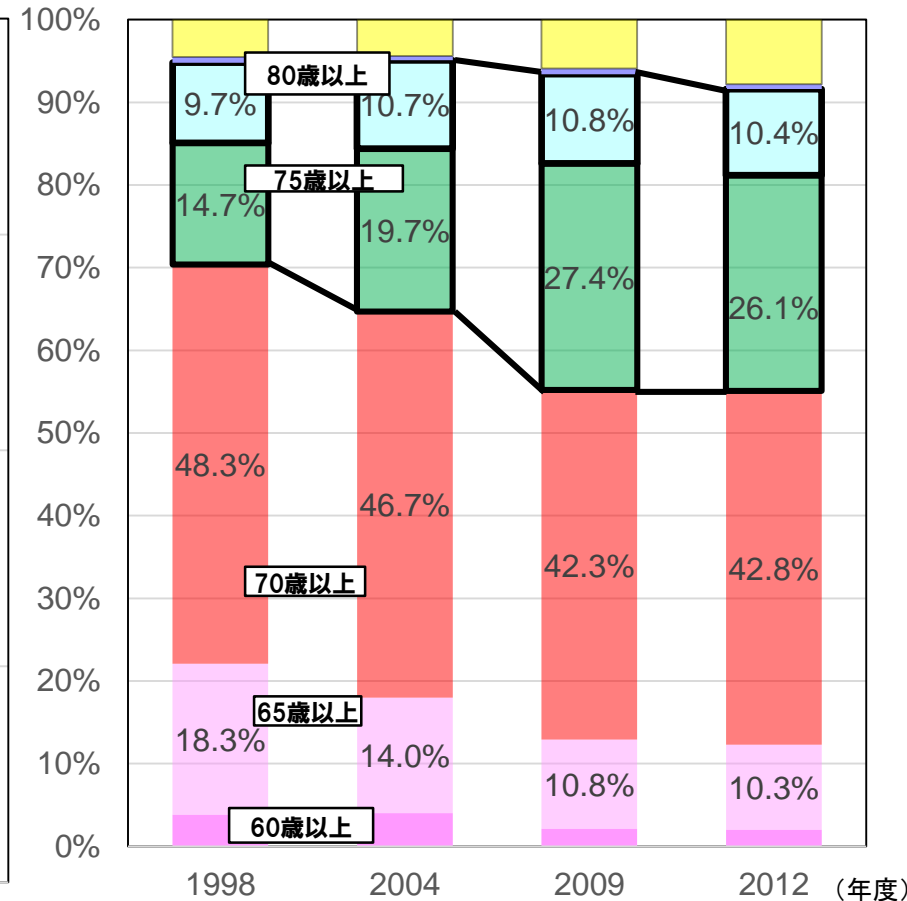
# 高齢者の身体面の変化②

- 2006年時点で、高齢者の歩行速度は、約10年前の10歳若い年齢層の歩行速度と同程度になっている。
- 高齢者自身を対象としたアンケート調査では75歳以上を高齢者と捉える者の割合が増え、3割を超えている。

通常歩行速度の10年間の変化(コホート差)



「高齢者とは何歳以上か」との質問への回答



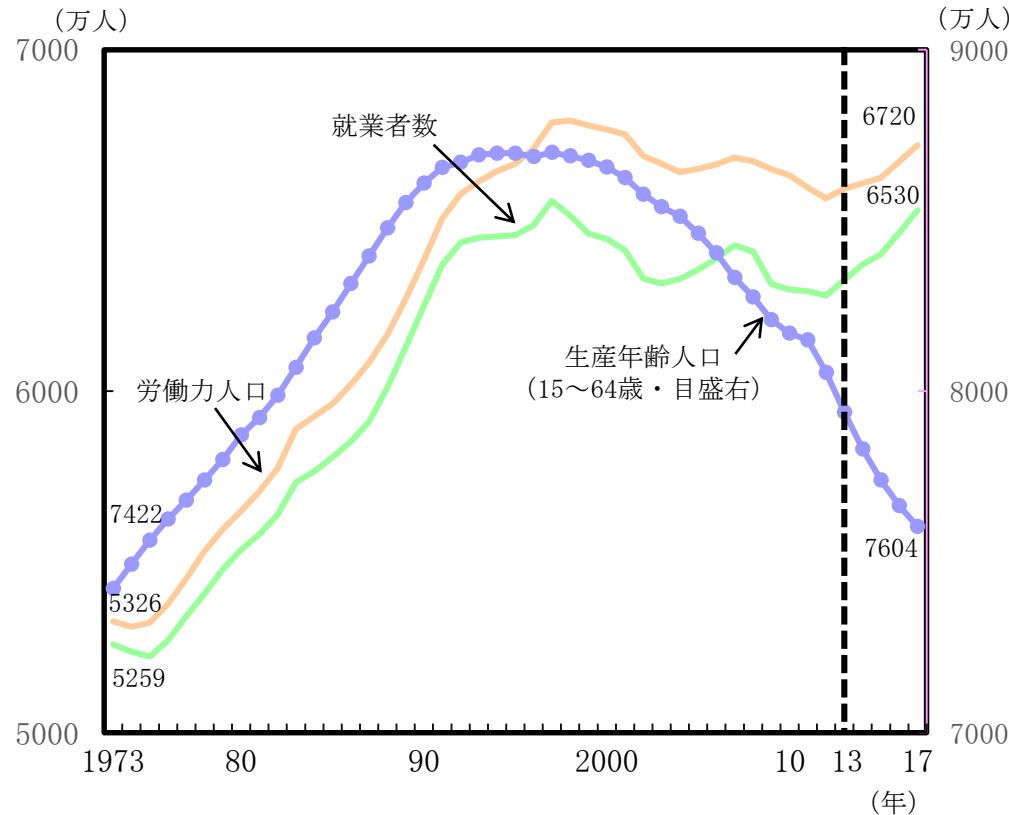
～2009年度: 全国60歳以上の男女へのアンケート調査(「高齢者の日常生活に関する意識調査結果」より)

2012年度: 昭和22年～24年生まれの全国の男女へのアンケート調査(「団塊の世代の意識に関する調査結果」より)

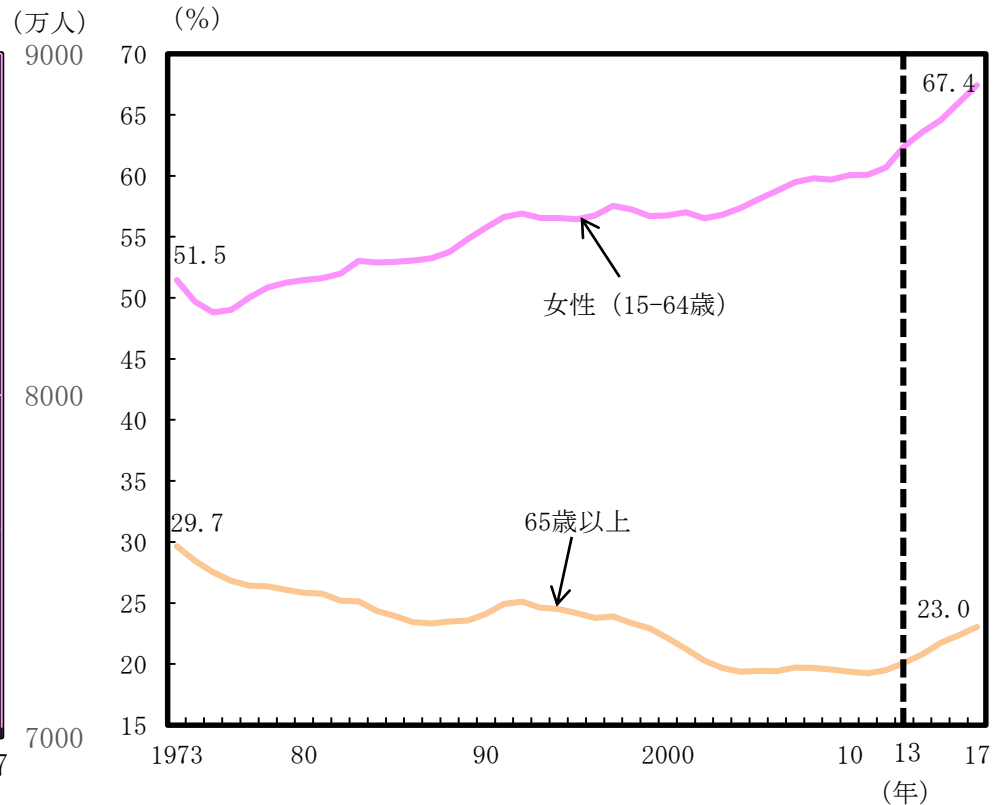
# 労働力人口・就業者数の推移

- 2013年以降、生産年齢人口が減少する一方で、就業者数が増加。
- その要因は、①景気の回復による労働需要の増加に加え、②各種施策の推進により、女性及び高齢者の就業が促進されたこと。

生産年齢人口・労働力人口・就業者数の推移

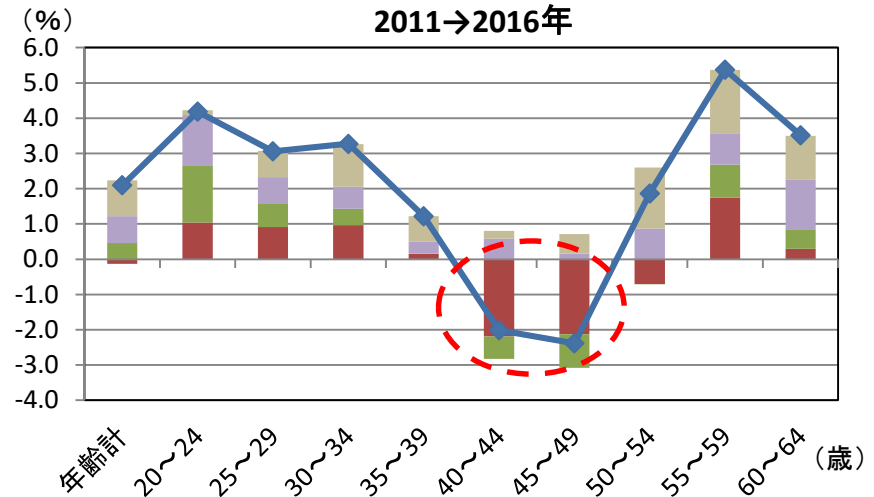
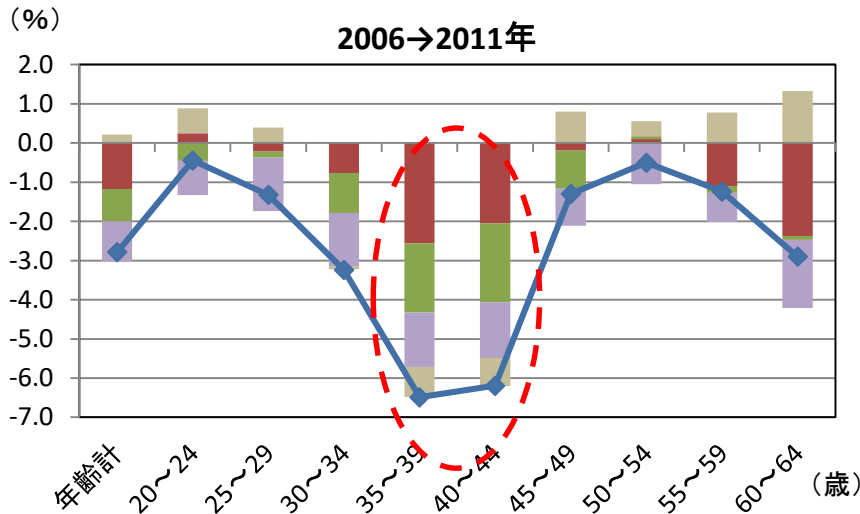
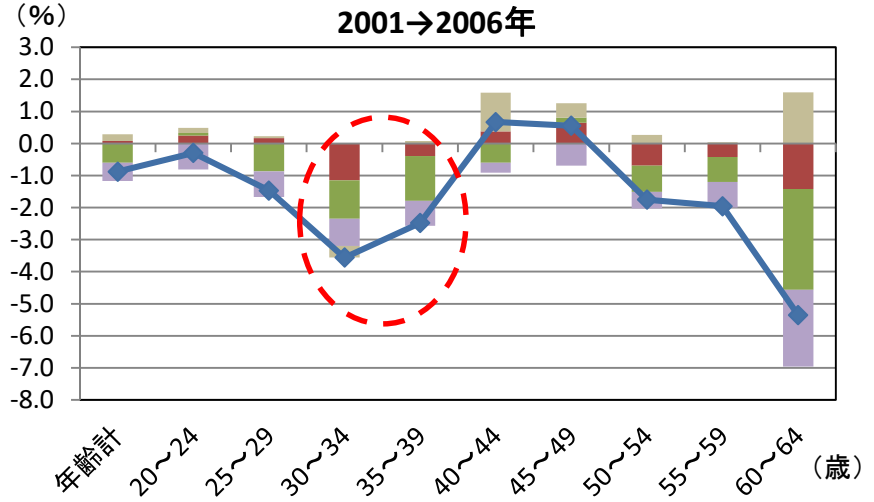
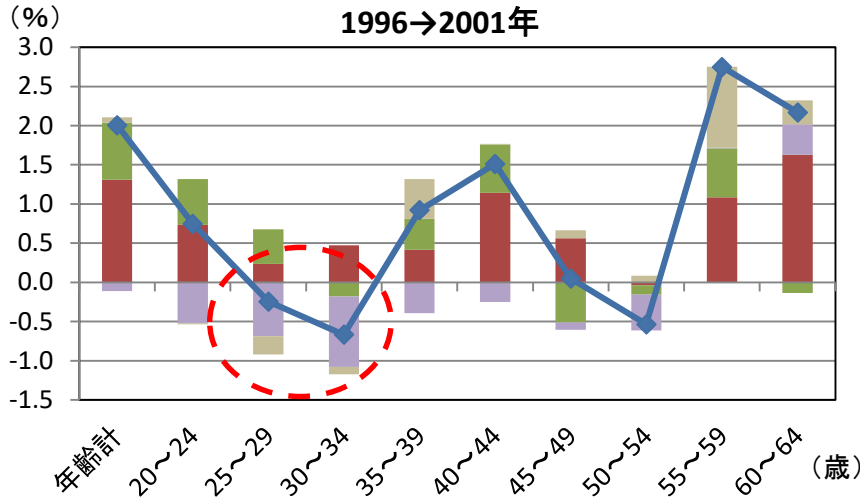


就業率の推移



# 年齢階級別 所定内給与額の変化と要因（男性一般労働者）

- バブル崩壊後の就職氷河期に就職した世代（大卒の場合、1971年～1982年頃生まれ）を中心として、所定内給与額が過去の同世代と比較して減少。
- これは、採用抑制による給与水準の高い大企業の労働者割合の低下や、景気の長期低迷により大企業を中心に行われた賃金制度の見直しにより年功的な賃金カーブが抑制された影響が現在まで続いている可能性。



資料：厚生労働省政策統括官付賃金福祉統計室「賃金構造基本統計調査」より厚生労働省政策統括官付政策評価官室作成

(注) 1. 調査産業計、企業規模10人以上。

2. 常用労働者1,000人以上を大企業、常用労働者100~999人を中企業、常用労働者10~99人を小企業としている。

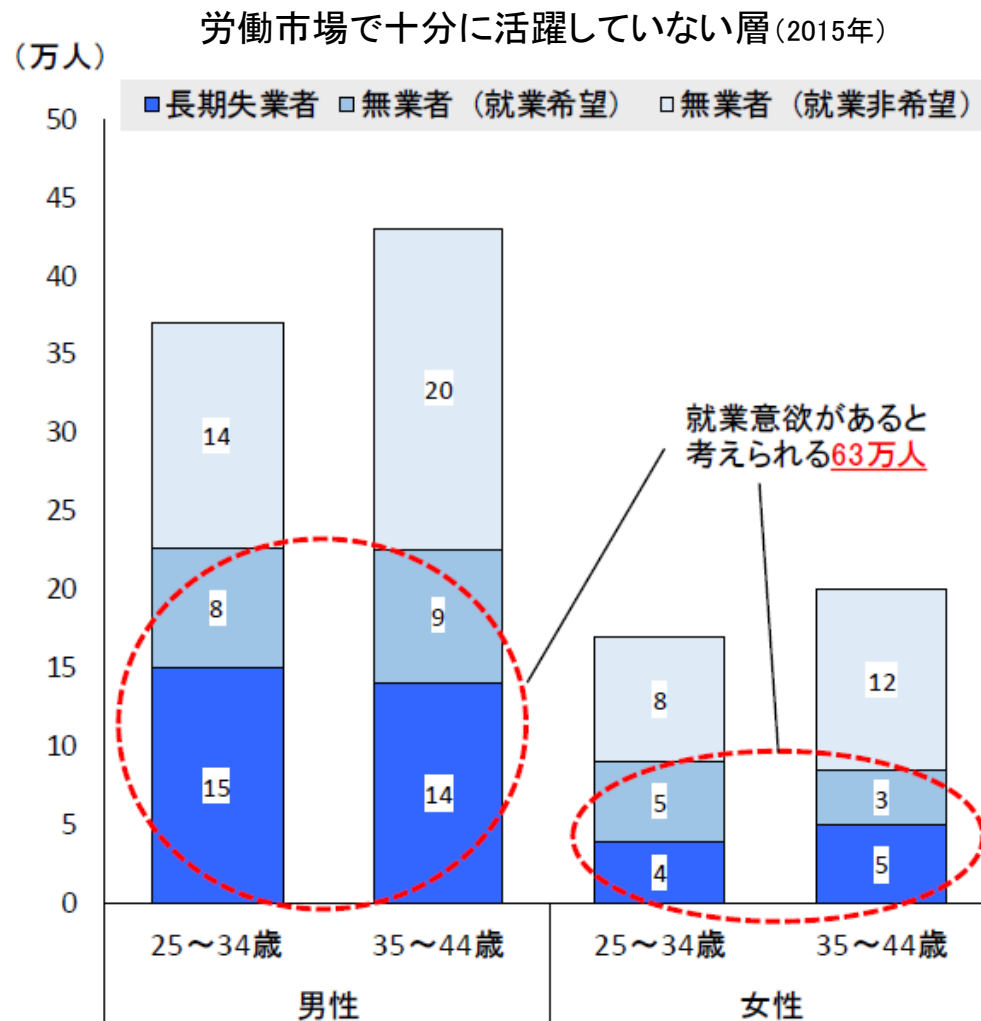
■ 企業規模別労働者比率の寄与  
■ 中企業の所定内給与額の寄与  
■ 大企業の所定内給与額の寄与  
◆ 所定内給与額の増減率

■ 小企業の所定内給与額の寄与



# 【就職氷河期】 就業意欲がある長期失業者、無業者が多い。

自治体戦略2040構想  
研究会報告



# 市区町村の人口規模別分布(見通し)

**2040年にかけて、人口5,000人未満の自治体が急増し、全市区町村の約1/4に達する見込み**

人口	5千人未満		5千～1万人		1万～3万人		3万～10万人	
	2015年	2040年	2015年	2040年	2015年	2040年	2015年	2040年
自治体数	249	406	230	226	429	414	496	402
割合	14.8%	24.1%	13.7%	13.4%	25.5%	24.6%	29.5%	23.9%
人口	10万～20万人		20万～50万人		50万～100万人		100万人以上	
年	2015年	2040年	2015年	2040年	2015年	2040年	2015年	2040年
自治体数	152	116	91	86	24	22	11	10
割合	9.0%	6.9%	5.4%	5.1%	1.4%	1.3%	0.7%	0.6%

出典：実績値は「平成27年国勢調査」（福島県内の市町村を除く1682団体）、  
推計値は「日本の地域別将来推計人口（平成30(2018)年推計）」（福島県内の市町村を除く1682団体）。

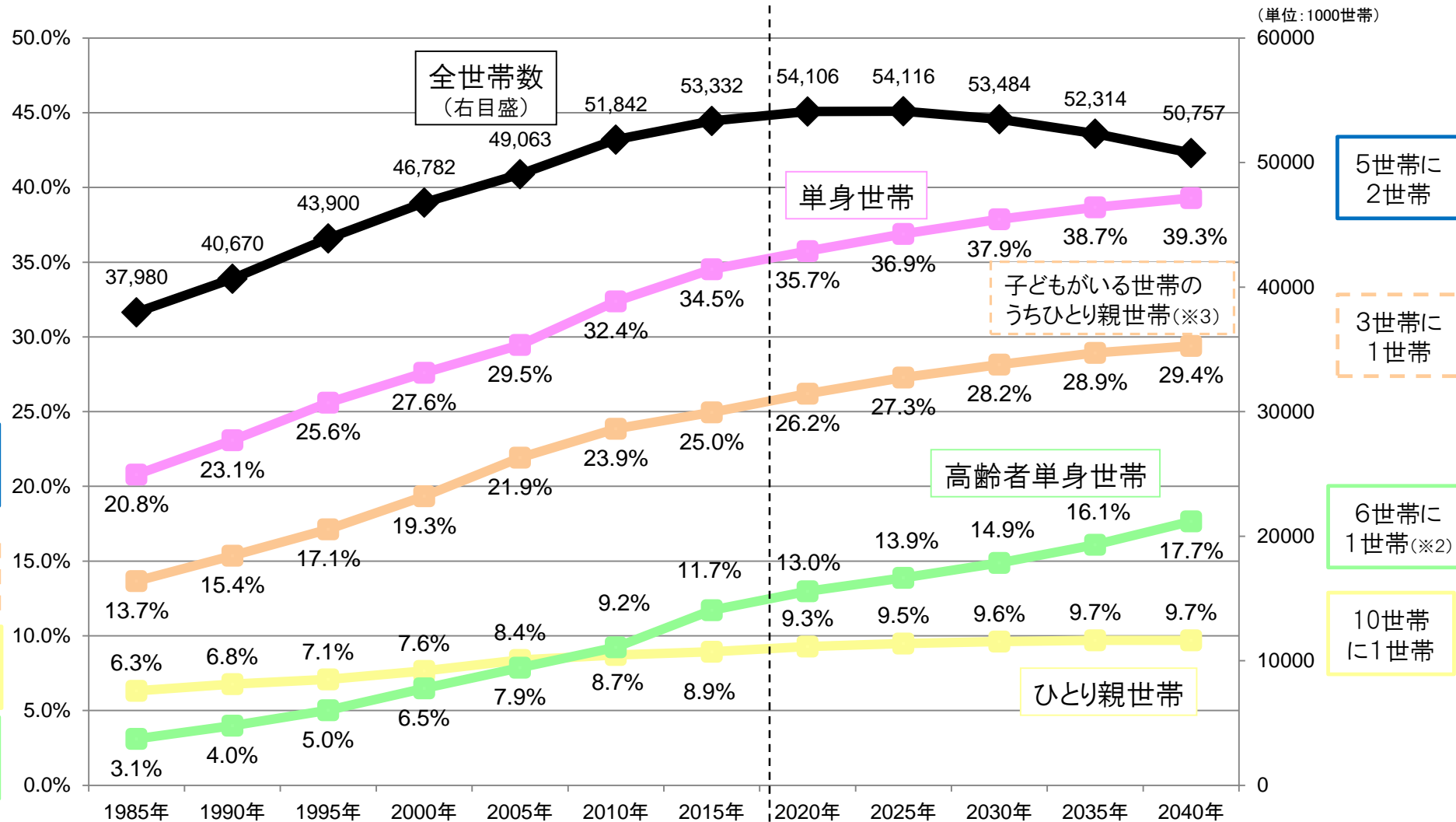
# サービス提供施設別の必要需要規模(3大都市圏を除く)

	存在確率 50%	存在確率 80%		存在確率 50%	存在確率 80%
飲食料品小売	500人	500人	税理士事務所	17,500人	27,500人
飲食店	500人	500人	救急告示病院	17,500人	37,500人
郵便局	500人	500人	ハンバーガー店	32,500人	52,500人
一般診療所	500人	500人	有料老人ホーム	42,500人	125,000人
介護老人福祉施設	500人	4,500人	ショッピングセンター	77,500人	92,500人
書籍・文房具小売	1,500人	2,500人	映画館	87,500人	175,000人
学習塾	5,500人	6,500人	公認会計士事務所	87,500人	275,000人
一般病院	5,500人	27,500人	大学	125,000人	175,000人
銀行	6,500人	9,500人	百貨店	275,000人	275,000人
訪問介護事業	8,500人	27,500人			
介護老人保健施設	9,500人	22,500人			

(資料)内閣府「地域の経済2016—人口減少問題の克服」2016年8月25日

# 世帯構成の推移と見通し

○ 全世帯数の伸びが止まり、2025年以降は減少が見込まれる一方、単身世帯、高齢者単身世帯、ひとり親世帯などは、引き続き増加することが予想されている。



(出典) 総務省統計局「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(全国推計)(2018年推計)」

(※1) 世帯主が65歳以上の単身世帯を、高齢者単身世帯とする。

(※2) 全世帯数に対する高齢者単身世帯の割合はグラフのとおりだが、世帯主年齢65歳以上世帯に対する割合は、32.6%(2015年)から40.0%(2040年)へと上昇。

(※3) 子どもがいる世帯のうちひとり親世帯=ひとり親と子の世帯/(夫婦と子の世帯+ひとり親と子の世帯)。また、子については、年齢にかかわらず、世帯主との続き柄が「子」である者を指す。

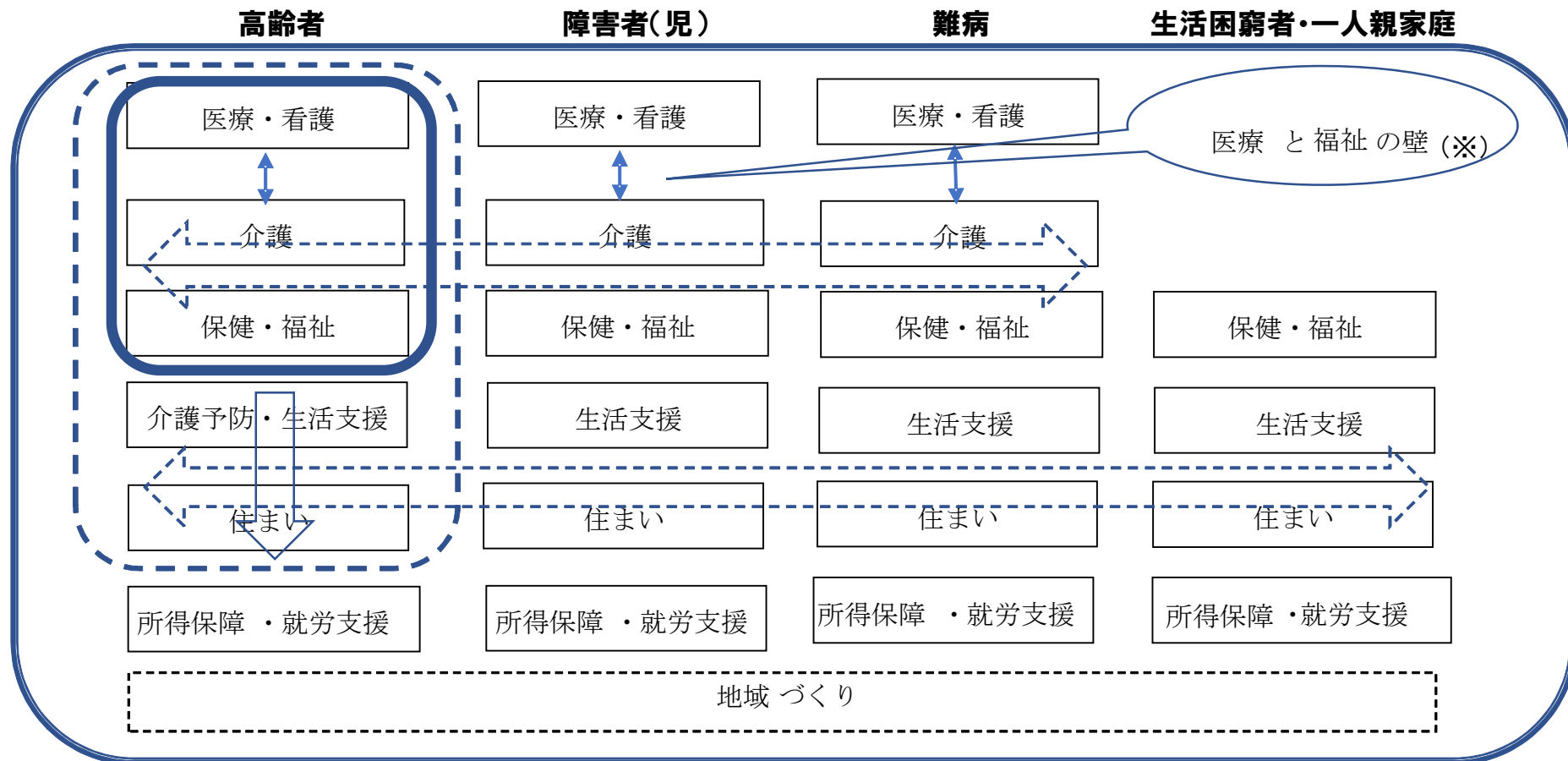
# 地域包括ケアシステムの構築

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制(地域包括ケアシステム)を実現。**
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差。**
- 地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要。**

## 地域包括ケアシステムの姿



# 医療・福祉連携⇒地域包括ケア⇒丸ごと(地域共生)へ



- 当初の保健・医療・福祉の連携
- - - - - 現在の「地域包括ケア(高齢者介護)」の範疇
- 「地域共生」の射程

(※)昭和62年厚生白書

今後、75歳以上の後期老年人口の増大に伴い、寝たきり老人や痴呆性老人の急増が見込まれている。これら寝たきりや痴呆性等の要介護老人は、保健・医療ニーズと福祉ニーズを併せ持っていることが大きな特徴であり、その対策を進める上で、これまでの保健・医療・福祉が独立した縦割り型のサービスでは対応できず、保健・医療・福祉が一体となった総合型のサービスが要求される

# ケアの総合化(丸ごと)は、永遠の課題？

- ・ **長年、「医療」と「福祉」の連携問題として議論されてきた(昭和62年厚生白書)**
- ・ **この30年で、介護保険によるケアマネジメント導入、近年のICTの活用等によって一部改善。他方、一部の先進地域を除き、常に「課題」とされ続けている**
- ・ **この間、ノーマライゼーション思想の普及、健康観・障害観の変化（医学モデルからの転換（ICF））、当事者主義など、ケアを取り巻く考え方は大きく転換**
- ・ **高齢者介護に続き、障害福祉、児童福祉、難病などの各分野で、次々に類似の支援の枠組みが制度化**  
⇒制度それぞれに、2～3年ごとに報酬や人員・設備のルールが細分化・複雑化
- ・ **「住まい」、「就労」、「教育」など隣接領域との連携も重要課題に**
- ・ **他方、家族や地域の機能低下により、複合的なニーズを抱える世帯が増加**  
⇒先進的な取組みでは、制度の「縦割り」を超えて、サービスや相談体制を再編  
⇒「地域共生」の理念の下、「住民参加」「地域づくり」の視点も

# 改正住宅セーフティネット法の概要 (平成29年10月25日施行)

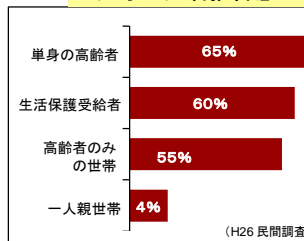
## 背景・必要性

### ○ 住宅確保要配慮者\*の状況

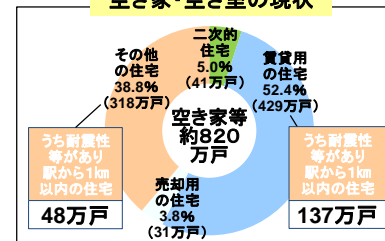
- 高齢単身者が今後10年で100万人増加 (うち民間賃貸入居者22万人)
- 若年層の収入はピーク時から1割減 (30歳代給与: <H9> 474万円 ⇒ <H27> 416万円 [▲12%])
- 若年夫婦が理想の子ども数を持たない理由「家が狭いから」(16%)
- 一人親世帯の収入は夫婦子世帯の43% (H26: 一人親世帯296万 ⇄ 夫婦子世帯688万円)
- 家賃滞納、孤独死、子どもの事故・騒音等への不安から入居拒否

\* 高齢者、子育て世帯、低額所得者、障害者、被災者など  
住宅の確保に特に配慮を要する者

### 大家の入居拒否感



### 空き家・空き室の現状



### ○ 住宅ストックの状況

- 総人口が減少する中で公営住宅の大幅増は見込めない
- 民間の空き家・空き室は増加傾向

➔ **空き家等を活用し、住宅セーフティネット機能を強化**

## 法律の概要

○ 国の基本方針[既存]に加え、地域の住宅事情に応じ、地方公共団体が登録住宅等に関する供給促進計画を策定

### 登録制度の創設

#### ○ 空き家等を住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅として賃貸人が都道府県等に登録

- 構造・設備、床面積等の登録基準への適合(耐震性能、一定の居住面積等)
  - ※ 地域の実情に応じて、供給促進計画で基準の強化緩和
  - ※ 共同居住型住宅の面積等の基準も策定

#### ○ 都道府県等は登録住宅の情報開示を行うとともに要配慮者の入居に関し賃貸人を指導監督

#### ○ 登録住宅の改修・入居への支援

- 改修費を住宅金融支援機構(JHF)の融資対象に追加

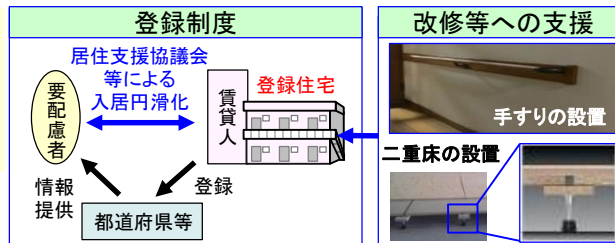
H29予算

専ら住宅確保要配慮者のために用いられる登録住宅について

- ①改修費を国・地方公共団体が補助、②地域の実情に応じて、要配慮者の家賃債務保証料や家賃低廉化に国・地方公共団体が補助

(KPI)

登録住宅の登録戸数  
0戸 ⇒ 17.5万戸  
(年間5万戸相当)  
(2020年度末)



### 住宅確保要配慮者の入居円滑化に関する措置

#### ○ 居住支援法人による入居相談・援助

- 居住支援協議会の活動の中核となる居住支援法人(NPO等)を都道府県が指定
- 同法人による登録住宅の情報提供、入居相談その他の援助

#### ○ 家賃債務保証の円滑化

- 適正に家賃債務保証を行う業者について、情報提供を行うとともに、JHFの保険引受けの対象に追加
- 居住支援法人による家賃債務保証の実施

#### ○ 生活保護受給者の住宅扶助費等について代理納付\*を推進

\* 本来、生活保護受給者が賃貸人に支払うべき家賃等を、保護の実施機関が賃貸人に直接支払うこと

H29予算

居住支援協議会等による円滑な入居等を図るための活動に国が補助

(KPI)

居住支援協議会に参画する市区町村(①)及び自ら設立する市区町村(②)の合計が全体(1,741市区町村)に占める割合  
39% (① 669+② 17=686市区町村)(2016年)  
⇒80% (①+② ≧ 1,393市区町村)(2020年度末)

### 居住支援協議会による支援の強化

居住支援協議会

不動産関係団体  
(宅建業者、賃貸住宅管理業者、家主等)

居住に係る支援を行う団体  
(居住支援法人、社会福祉法人等)

地方自治体  
(住宅部局、福祉部局)

- ・住宅情報の提供
- ・相談の実施
- ・見守りサービスの紹介等



# 「支え」「支えられる」関係を超えた地域づくり(我が事)

- 家族のつながりや地縁が希薄化する中で、専門職によるサービス(公的給付)に加え、新たな形で、住民自身が「集い」「見守り」「助け合う」機能が必要となっている
- 担い手は「住民自身」。しかし、自然発生的にできあがるわけではない
- つながりを構築するための「仕掛け」を考え、住民とともに(あるいは住民の一員として)、ネットワークを作り上げ、維持していく、核となるプランナー、コーディネーターが必要
- こうした連携が継続していくための「受け皿(プラットフォーム)」も必要

⇒日本全体に広げていくための手法の開発が課題

# 地域の実践例：「地域共生型拠点を活用した、あらゆる住民の担い手創出事業」（北海道石狩郡当別町）

## 共生型地域オープンサロン



- 障がい者の就労拠点（喫茶店）
- 高齢者の介護予防ボランティア
- 子どもたちの学び・遊ぶ場



### ◎障がい者就労

- 多様な障がい者就労の場
- 同時に、子どもたちの障がい者理解の場に



### ◎介護予防ボランティア

- 駄菓子屋で値札付けなどをしながら、子どもや障がい者と交流・見守り
- 高齢者に介護予防・生きがい創出



### ◎体験型学童保育

- 子どもたちによるお菓子作りやカフェ店員などの体験など

## 共生型地域福祉ターミナル



- 総合ボランティア拠点
- インフォーマルサービスのワンストップ拠点
- 地域の日常的な世代間交流スペース



### ◎特技を生かした社会貢献

- 高齢者と子どもが囲碁を通じて心を通わす
- 子どもも高齢者の生きがいを高めて活躍



### ◎子育て支援

- 育児支援を受けたい方と育児の手助けができる地域住民が会員組織を結成
- 地域互助で育児を支え合い



### ◎住民相互の生活支援

- 移動手段の確保など公的制度ではカバーできない分野で活躍するボランティア
- 独自の養成カリキュラムを設け、地域で支え合う仕組みづくり

## 共生型コミュニティー農園



- 障がい者の就労拠点（レストラン）
- 高齢者の就労拠点（農園）
- 男性団塊世代など多世代交流拠点



### ◎障がい者就労

- 個々の障がい者の得意分野に応じた就労の取組
- 飲食業の監修によるレストラン経営（企業参加型）



### ◎認知症高齢者の活躍

- 要介護の認知症高齢者が農業経験を発揮
- 地元農家による監修（農福連携）



### ◎団塊世代の活躍

- 団塊世代の高齢者が若い世代を巻き込んだイベントを企画し、リタイア後の人生活力に
- 畑やレストランを利用したパーティーで地域活力の向上

# 地域の実践例：おおた高齢者見守りネットワーク（愛称：みま～も！）

- 地域包括支援センターが、**住民や商店街など地域を巻き込み発足**。
- 「いくつになっても安心して暮らし続けるまちづくり！」を合い言葉に、地域の医療・保健・福祉の**専門職(事業所)、民間企業が「協賛金」を出し合い活動**。参加する**住民(みま～もサポーター)**も会費を拠出。
- 商店街の**空き店舗を改修した「ステーション」**で、日常的に住民と専門職がつながり、住民が参加者としてではなく「やりたい事を実現」できる「場」を提供。
- 近接する和菓子店や飲食店で**新しい商品開発や売上増**につながる、**空き店舗がなくなる**など、**商店街の活性化にも貢献**。



元気かあさんのミマモリ食堂



# 地域の実践例：「地域完結型まちづくり」（滋賀県東近江市）

## 市の概要

人口：115,252人  
高齢化率：24.7%  
保護率：6.5%  
産業構造：  
1次産業4.4%、  
2次産業39.3%、  
3次産業51.0%



- 平成26年の「協働のまちづくり条例」施行を契機に、ヒト・モノ・カネが地域で回る仕組みをつくり、食・エネルギー・ケアの自給圏を創造する「地域資源を生かした地域完結型のまちづくり」が本格化。
  - 「どのような地域にしたいか」を考えながら地域の姿を創造していく中で、地域経済が循環する仕組みを構築し、いくつものプロジェクトが誕生。
- その一つとして、里山整備を起点に障害者・生活困窮者の就労の場の創出と、薪生産・関連製造業が生まれた。

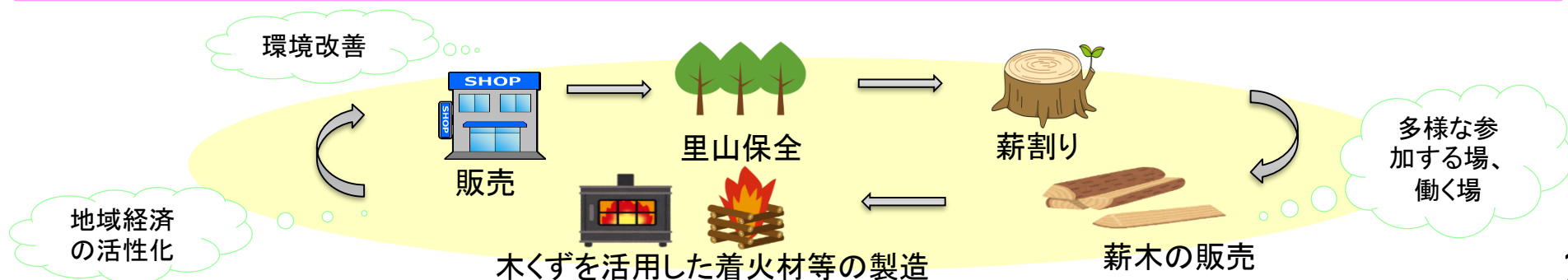
## 【地域課題】

- 里山の木を切り出し薪にする人手不足により、枯れた木々が放置されるようになった。
- この結果、獣害被害が深刻化。

## 【取組内容】

- 障害者・生活困窮者が薪割りの活動に参加。
- この活動がきっかけとなり、薪ストーブの開発や薪木の販売事業、木くずを使った着火剤の製造へと活動が発展し、生活困窮者も参加。

○ 地域資源を生かして地域課題の解決を目指す取組の中で、**里山保全・生活困窮者の就労の場の確保、地域経済の活性化をセットで実現。**



# 「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）【概要】

平成29年2月7日 厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定

## 「地域共生社会」とは

- ◆制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

## 改革の背景と方向性

### 公的支援の『縦割り』から『丸ごと』への転換

- 個人や世帯の抱える複合的課題などへの包括的な支援
- 人口減少に対応する、分野をまたがる総合的サービス提供の支援

### 『我が事』・『丸ごと』の地域づくりを育む仕組みへの転換

- 住民の主体的な支え合いを育み、暮らしに安心感と生きがいを生み出す
- 地域の資源を活かし、暮らしと地域社会に豊かさを生み出す

## 改革の骨格

### 地域課題の解決力の強化

- 住民相互の支え合い機能を強化、公的支援と協働して、地域課題の解決を試みる体制を整備【29年制度改革】
- 複合課題に対応する包括的相談支援体制の構築【29年制度改革】
- 地域福祉計画の充実【29年制度改革】

### 地域を基盤とする包括的支援の強化

- 地域包括ケアの理念の普遍化：高齢者だけでなく、生活上の困難を抱える方への包括的支援体制の構築
- 共生型サービスの創設【29年制度改革・30年報酬改定】
- 市町村の地域保健の推進機能の強化、保健福祉横断的な包括的支援のあり方の検討

## 「地域共生社会」の実現

- 多様な担い手の育成・参画、民間資金活用の推進、多様な就労・社会参加の場の整備
- 社会保障の枠を超え、地域資源（耕作放棄地、環境保全など）と丸ごとつながることで地域に「循環」を生み出す、先進的取組を支援

- 対人支援を行う専門資格に共通の基礎課程創設の検討
- 福祉系国家資格を持つ場合の保育士養成課程・試験科目の一部免除の検討

### 地域丸ごとのつながりの強化

### 専門人材の機能強化・最大活用

## 実現に向けた工程

平成29(2017)年：介護保険法・社会福祉法等の改正

- ◆市町村による包括的支援体制の制度化
- ◆共生型サービスの創設 など

平成30(2018)年：

- ◆介護・障害報酬改定：共生型サービスの評価 など
- ◆生活困窮者自立支援制度の強化

平成31(2019)年以降：

更なる制度見直し

2020年代初頭：**全面展開**

### 【検討課題】

- ①地域課題の解決力強化のための体制の全国的な整備のための支援方策（制度のあり方を含む）
- ②保健福祉行政横断的な包括的支援のあり方
- ③共通基礎課程の創設 等

# 平成29年の介護保険法等の改正（地域共生社会関係）

## 「我が事・丸ごと」の地域作り・包括的な支援体制の整備

### 1. 「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念を規定

地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による①把握及び②関係機関との連携等による解決が図られることを目指す旨を明記。

### 2. この理念を実現するため、市町村が以下の包括的な支援体制づくりに努める旨を規定

- 地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
- 住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制（＊）  
（＊）例えば、地区社協、市区町村社協の地区担当、地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業、社会福祉法人、NPO法人等
- 主に市町村圏域において、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制

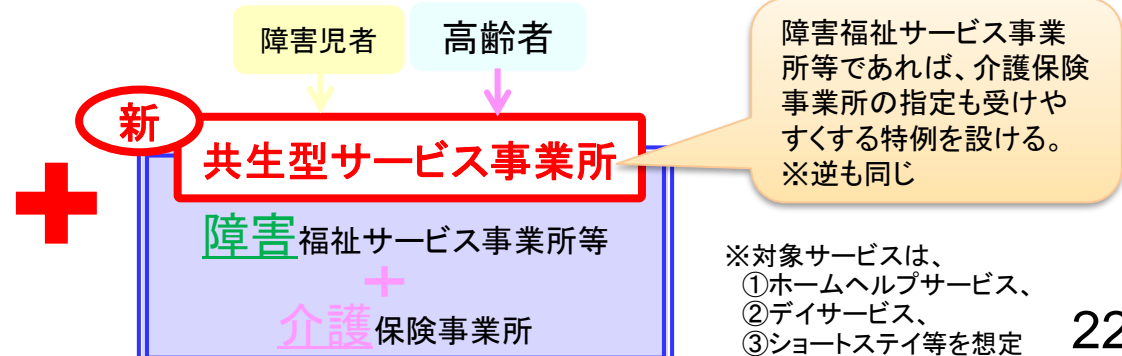
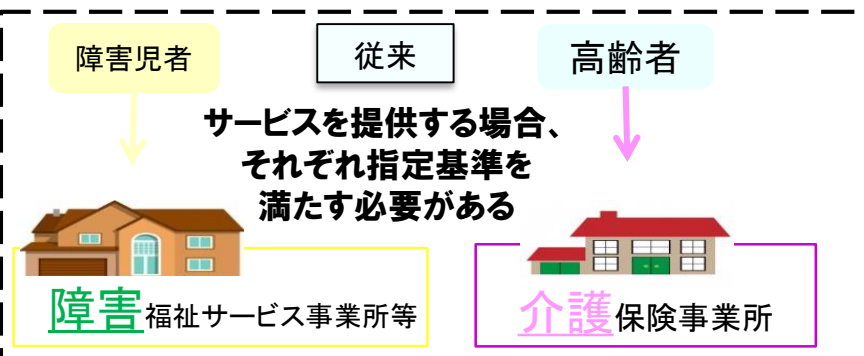
### 3. 地域福祉計画の充実

- 市町村が地域福祉計画を策定するよう努めるとともに、福祉の各分野における共通事項を定め、上位計画として位置づける。（都道府県が策定する地域福祉支援計画についても同様。）

※法律の公布後3年を目途として、2の体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる（附則）

## 新たに共生型サービスを位置づけ

- 高齢者と障害児者が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉両方の制度に **新たに共生型サービスを位置付ける。**



## 趣旨

- 2040年を見通すと、現役世代(担い手)の減少が最大の課題。一方、高齢者の「若返り」が見られ、就業も増加。今後、国民誰もが、より長く、元気に活躍できるよう、①多様な就労・社会参加の環境整備や②健康寿命の延伸を進めるとともに、③医療・福祉サービスの改革による生産性の向上を図りつつ、④給付と負担の見直し等による社会保障の持続可能性の確保を進めることが必要。
- このため、「2040年を展望した社会保障・働き方改革本部」を設置するとともに、部局横断的な政策課題について、従来の所掌にとらわれることなく取り組むためプロジェクトチームを設けて検討する。

## 2040年を展望した社会保障・働き方改革本部

本部長 : 厚生労働大臣

本部長代理 : 厚生労働副大臣  
厚生労働大臣政務官

本部員 :  
厚生労働事務次官、厚生労働審議官、  
医務技監、その他部局長

## 横断的課題に関するプロジェクトチーム

リーダー : 政策統括官(総合政策担当)  
サブリーダー: 大臣官房審議官(総合政策(社会保障)担当)  
政策立案総括審議官(政策評価、総合政策(労働)担当)

①健康寿命延伸TF(疾病予防・介護予防に関する施策等)  
主査: 吉永審議官(健康局)  
副主査: 山本審議官(保険局)、佐原審議官、江崎統括調整官

②医療・福祉サービス改革TF(ロボット、AI、ICTの実用化等)  
主査: 諏訪園審議官(老健局)  
副主査: 迫井審議官(医政局)、江崎統括調整官

③高齢者雇用TF(高齢者の雇用就業機会の確保等)  
主査: 北條部長(雇用開発部)  
副主査: 田畑審議官(職業安定局)、山田審議官(人材開発統括官)

④地域共生TF(縦割りを越えた地域における包括的な支援体制の整備等)  
主査: 伊原審議官(政策統括官(総合政策担当))  
副主査: 八神審議官(社会・援護局)、藤原審議官(子ども家庭局)、  
橋本部長(障害保健福祉部)、諏訪園審議官(老健局)

※プロジェクトチームにおける検討を基に改革案を審議

# 地域共生タスクフォースの検討の方向性

- 地域共生社会の実現に向け、①**丸ごと相談（断らない相談）の実現**、②**共生サービスの推進**（高齢者も障害者も利用できるサービス）、③**地域共生に資する取組の促進**について検討を行う。

## 主な課題

- 地域包括支援センター、障害者の基幹相談支援センター、子育ての利用者支援事業、生活困窮者自立相談支援機関など相談支援の窓口が分立

- 高齢者も障害者も利用することができる共生サービスについて、認知度や使い勝手など更なる推進に向けた取組が必要

- 家族のつながりや地縁が希薄化する中で、地域のセーフティネット機能が弱体化

## 検討の方向性

- 制度の壁を越えて、世帯の複合的なニーズやライフステージの変化への対応力を高めるための相談支援体制の構築（**断らない相談、出口支援、地域における伴走者の確保**）。

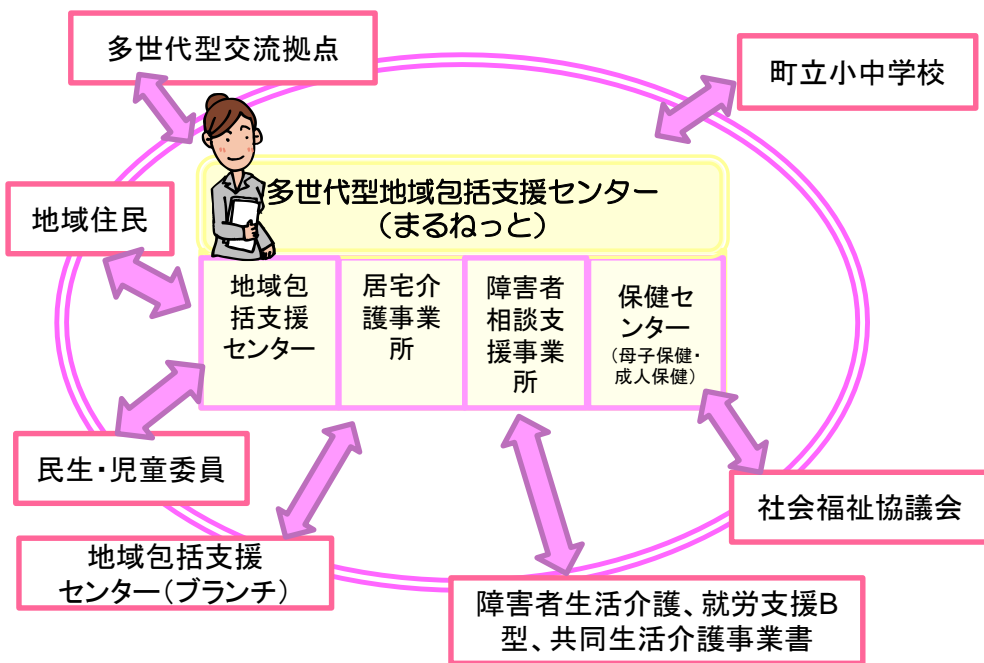
- 共生サービスの推進（**特に就労・社会参加**）

- 地域住民をはじめとする多様な主体がつながり、活動する地域共生の取組の促進（**プラットフォーム形成・展開**）



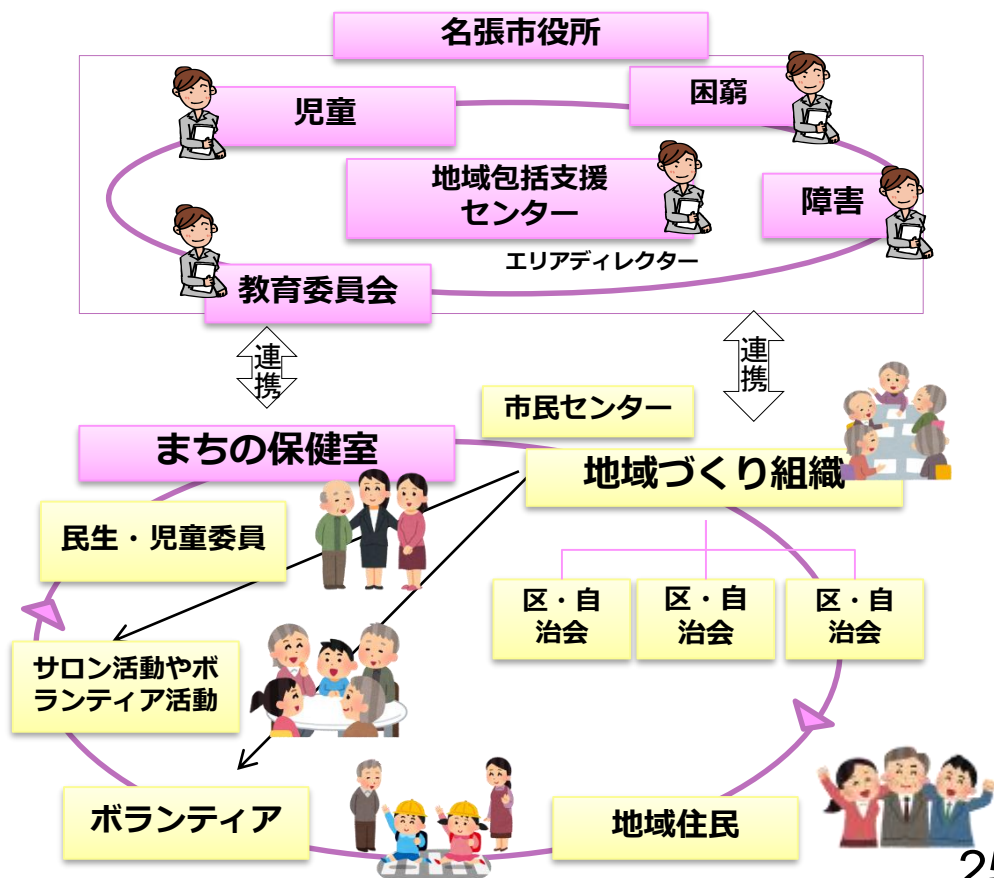
## 秋田県小坂町の例（総合相談窓口を設置）

- 地域包括支援センター（介護）をベースとして、障害、母子保健・成人保健の機能を統合し、多世代型地域包括支援センター（「まるねっと」）を設置し、住民からの様々な相談にワンストップで対応する体制を整備。
- 地域包括支援センターのブランチ、多世代交流拠点、社会福祉協議会等に相談員を配置し、町内の様々な場所で相談を受け付け、「まるねっと」が集約して対応。



## 三重県名張市の例（複数の連携担当職員を配置）

- 複雑・複合化した事例に対応する連携担当職員（「エリアディレクター」）を複数部署（※）に配置し、多機関協働の取組を進めることで、エリアネットワークを強化し、地域の課題解決能力を向上。  
※地域包括支援センター、生活困窮、児童、障害、教育委員会
- 「地域づくり組織」を基盤として、地域における支えあい活動など地域の自主的な活動を推進



# 「地域づくりに資する事業の一体的な実施について」

(平成29年3月31日 健康局健康課長、雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局地域福祉課長、障害保健福祉部企画課長、老健局振興課長 連名通知)

## 1 地域づくりに資する事業の一体的実施について

○ 市区町村は、地域づくりに資する事業について、事業の効果、効率性や対象者の生活の質を高めるために、複数の事業を連携して一体的に実施できる。

- ・ 介護保険制度の地域支援事業
- ・ 障害者総合支援制度の地域生活支援事業
- ・ 子ども・子育て支援制度の地域子育て支援拠点事業
- ・ 健康増進事業
- ・ その他の国庫補助事業
- ・ 市区町村の単独事業

## 2 費用の計上について

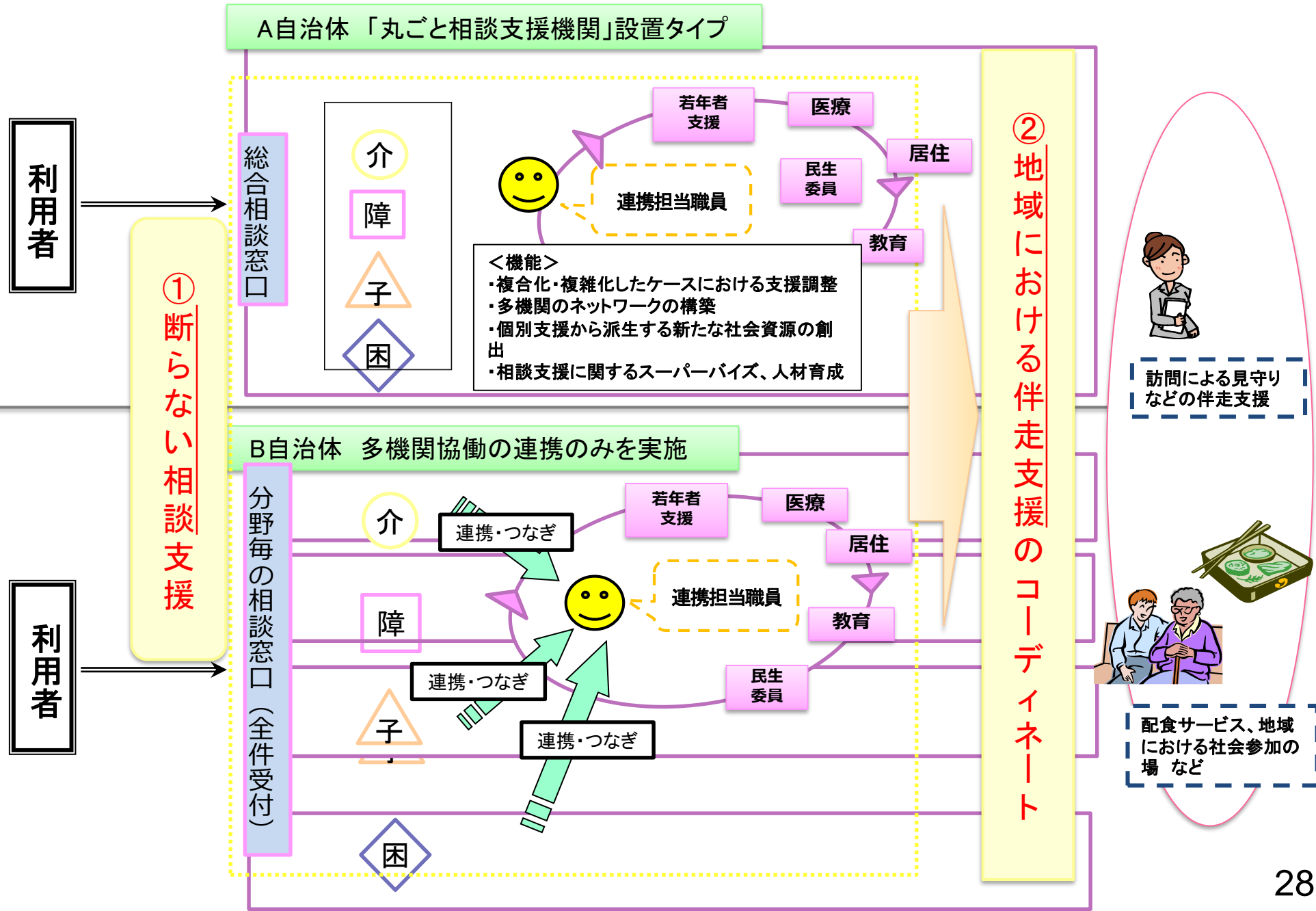
○ 市区町村が地域づくりに資する事業のうち、複数のものを連携して一体的に実施する場合は、その実施に要する総費用を事業間で合理的な方法により按分できる。

○ その方法は、国が例示するもののほか、市区町村の実情に応じて設定できる。

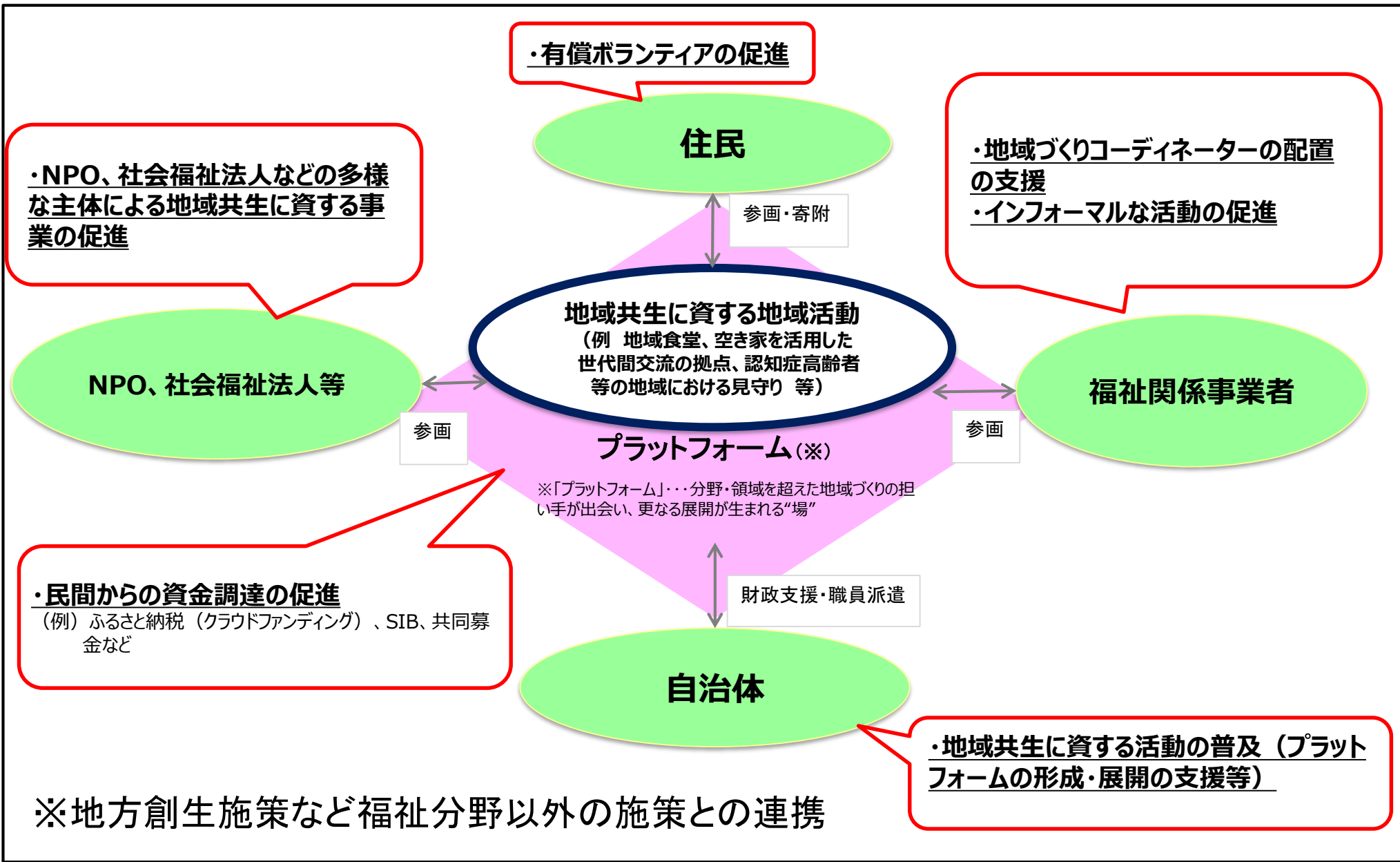
## 相談支援等の事業の一体的実施に当たっての課題（自治体職員へのヒアリング結果）

<p>A町</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 直営の地域包括支援センターで総合的な相談対応を含め、各種業務を按分して実施。</li> <li>・ 正職員のうち、保健センターや地域支援事業を担当する保健師は地方交付税、その他の正職員は単費で対応。</li> </ul> <p>⇒会計検査において業務実績に基づき按分処理を行うよう指摘があったことから、その日の業務内容を一つ一つ分類し、それに応じて按分処理を実施。毎月末に臨時職員分の業務按分をもとに財源を按分。</p>
<p>B市</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市内3ヶ所のうち1ヶ所の地域包括支援センター（委託型）を全世代対象型で運営。</li> <li>・ 全世代対象型にするにあたり、地域包括支援センターの職員に高齢者以外の相談対応に要する時間を計るため、2ヶ月間タイムスタディ調査を実施。高齢者以外の相談に要する費用を一般会計（多機関の協働による包括的支援体制構築事業の補助金）から支出。</li> </ul> <p>⇒介護保険特別会計と一般会計から費用を支出しているため、契約書・仕様書が別となり、市・委託先ともに業務量が増加。</p>
<p>C市</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市役所内に全世代対象型の「福祉総合相談課」を開設。地域包括支援センターの機能を内包しており、同センターに位置づけられた職員が高齢者以外の相談対応も実施。</li> </ul> <p>⇒会計検査により、「国からの交付金は、65歳以上の高齢者を対象とした地域包括支援センターとしての業務に対してのみ支給されるものであり、交付金の対象になっている職員については、地域包括支援センター以外の業務に従事させてはならない」と指摘を受けたため、現在は各種相談支援機関の機能を明確に分ける体制に変更。</p>

# 新たな事業の支援フロー(イメージ)



# 多様な担い手の参画による地域共生に資する地域活動の普及促進(イメージ)



# 「地域における公益的な取組」の運用の解釈の明確化について

社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の推進について（平成30年1月23日社会・援護局福祉基盤課長通知）

## 【見直し前】

社会福祉法（第24条第2項）の責務規定に基づき、次の3つの要件に直接該当する取組を対象としている。

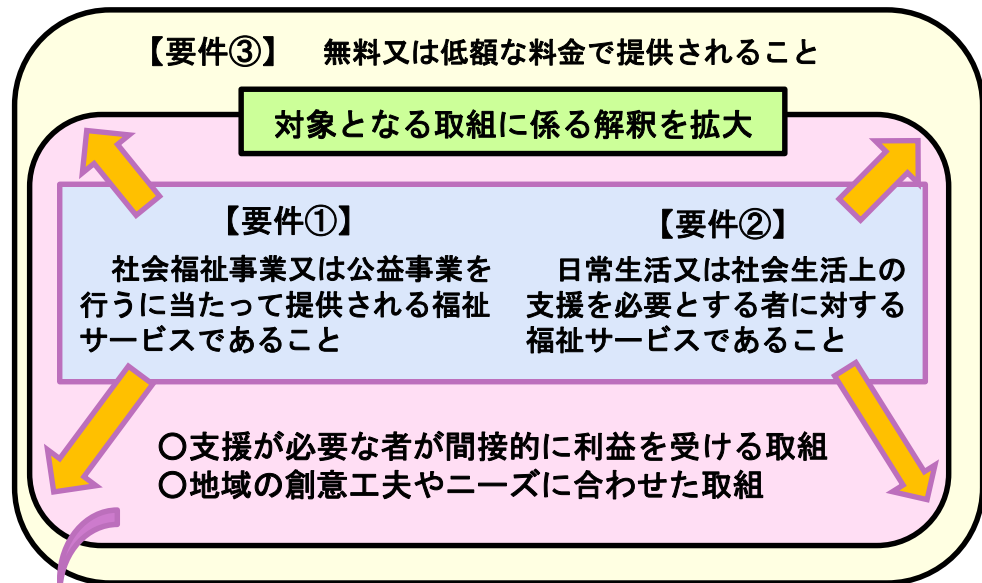
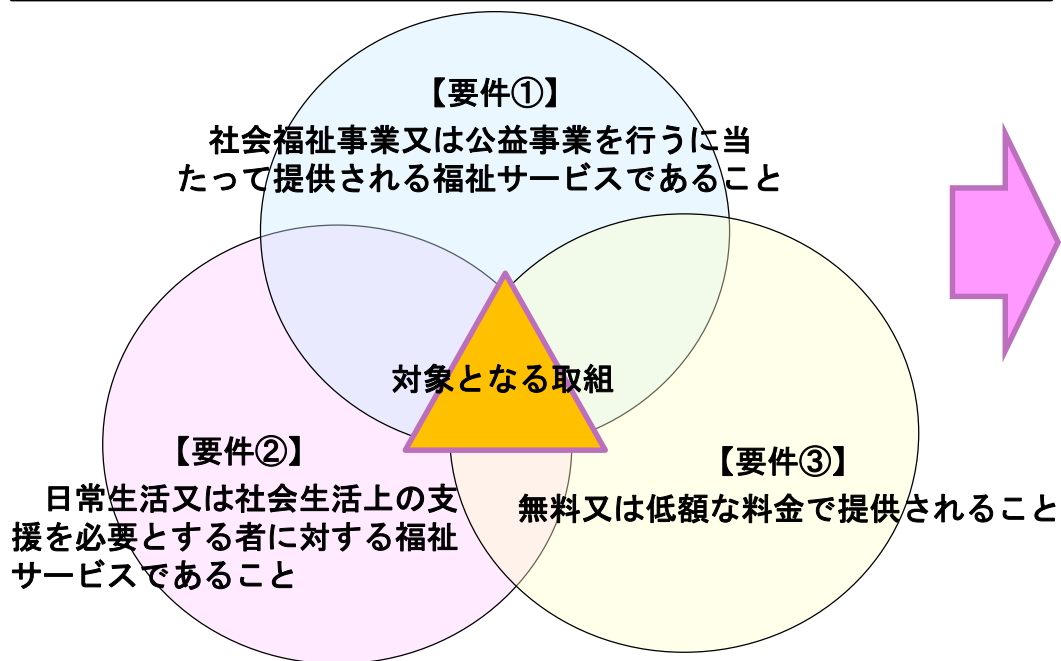
→ 厳格な取扱い

※詳細については、「社会福祉法人の「地域における公益的な取組」について」（平成28年6月1日福祉基盤課長通知）にて通知。

## 【見直し後】

社会福祉法の責務規定の趣旨を踏まえつつ、支援が必要な者が直接的のみならず、**間接的に利益を受けるサービスや取組についても一定の範囲で対象に含める。**

→ 弾力的な取扱い



所轄庁に対しては、法人の取組が、地域や社会福祉の向上の資するものであり、関係法令に明らかに違反しない限り、その実施の可否を判断するものではない旨を周知する。

## 【解釈の明確化により対象となる具体的な取組例】

- ・地域共生社会の実現に向けた取組  
住民の居場所（サロン）、活動場所の提供等を通じた地域課題の把握や地域づくりに関する取組
- ・住民ボランティアの育成
- ・災害時に備えた地域のコミュニティづくり
- ・住民に対する福祉に関する学習会や介護予防に資する講習会

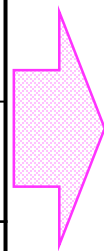
# 「地域における公益的な取組」通知のポイント

○ 平成28年改正社会福祉法においては、全ての社会福祉法人に対して、「地域における公益的な取組」の実施に係る責務が課せられたところであるが、地域共生社会の実現に向けた地域づくりを進めていく上で、法人の専門性やノウハウ等を活かした当該取組の実践を通じて、積極的な貢献が求められているとともに、現状、当該取組の範囲が曖昧で、所轄庁における指導にもバラツキが生じ、当該取組の推進に当たっての障壁となっているとの指摘があることから、次のとおり改めてその解釈を明確化する。

※ 社会福祉法第24条第2項

社会福祉法人は、①社会福祉事業及び第二十六条第一項に規定する公益事業を行うに当たっては、②日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、③無料又は低額な料金を、福祉サービスを積極的に提供しよう努めなければならない。

事項	これまでに生じていた主な誤解
「社会福祉事業又は公益事業を行うに当たって」の解釈	社会福祉に直接的に関連するもの以外は不可
「福祉サービス」の解釈	福祉サービスの直接的な実施以外は不可
「日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者」の解釈	現に支援を必要とする者に対する取組以外は不可
	直接的にこれらの者を対象とした取組以外は不可
「無料又は低額な料金」の解釈	公費を受けている場合は一切該当しない。
所轄庁の役割	3要件を満たさない取組は要件を満たすよう指導



解釈の明確化	具体的な事例
直接的に社会福祉に関連しない場合であっても、間接的に社会福祉の向上に資するものであれば可	・ 行事の開催、環境美化活動、防犯活動等の地域住民の参加・協働の場の創出を通じた地域のつながりの強化
福祉サービスの充実を図るための環境整備に資する取組も含む	・ 災害時の福祉支援体制づくり ・ 関係機関との連携強化のためのネットワークづくり
現に支援は必要としていなくても、将来的に支援を必要とする可能性の高い者に対する予防的な支援も含む	・ 現に要介護状態にはないものの、地域から孤立している閉じこもりがちな高齢者に対する見守り
間接的にこれらの者が利益を受ける場合も含む	・ 地域住民を対象とした介護技術に関する研修 ・ ボランティアの育成
公費を受けていても、法人による資産等を活用した上乘せ・横出しサービスや利用料の減免等が行われていれば可	
取組内容が社会福祉関係法令に明らかに違反するものでない限り、指導は不要。法人が地域ニーズを円滑に把握できる場の提供などを通じて法人の取組を促す環境整備に努める	

## 直近の動き

○**子ども食堂の活動**に関し、**利用可能な資源**や**運営上の留意点**を示す通知を発出（平成30年6月28日）

※「子ども食堂の活動に関する連携・協力の推進及び子ども食堂の運営上留意すべき事項の周知について」

○**介護サービス事業所**が、その利用者を対象とした**社会参加活動等を円滑に実施**するための留意点を示す事務連絡を発出（平成30年7月27日）

※「若年性認知症の方を中心とした介護サービス事業所における地域での社会参加活動の実施について」



# 地域共生社会とは

◆制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、**住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会**

## 支え・支えられる関係の循環 ～誰もが役割と生きがいを持つ社会の醸成～



- ◇居場所づくり
- ◇社会とのつながり
- ◇多様性を尊重し包摂する地域文化

- ◇生きがいづくり
- ◇安心感ある暮らし
- ◇健康づくり、介護予防
- ◇ワークライフバランス

## すべての人の生活の基盤としての地域

## 地域における人と資源の循環 ～地域社会の持続的発展の実現～

- ◇社会経済の担い手輩出
- ◇地域資源の有効活用、雇用創出等による経済価値の創出

- ◇就労や社会参加の場や機会の提供
- ◇多様な主体による、暮らしへの支援への参画

## すべての社会・経済活動の基盤としての地域



農林



環境



産業



交通

.....